

# 安全センター

[発行]  
 尼崎労働者安全衛生センター  
 [連絡先]  
 〒660-0802  
 尼崎市長洲中通 1-7-6  
 TEL・FAX 06-4950-6653

4月25日(木)18時～  
 尼崎安全センター事務所  
 所  
**定例交流会**  
**「腰痛事例と対応・対策」**  
 に参加してください！

## ストレスチェックの取組みを活かして

### 人権が大切にされる職場づくりを

皆様の職場ではもう、三回目のストレスチェックの集計はお済みでしょうか。ストレスチェックは二〇一五年一月から五〇人以上の従業員がいる職場で一年に一度の実施が義務付けられています。

#### (安全) 衛生委員会で

#### 議論されていますか？

ストレスチェックの実施は労働者自身の状況をありのままに伝えることのできる環境を整えることが重要です。安心して応えられる環境にないと、本当のことが書けず、労働者や職場の状況を正しく反映しない結果となるおそれがあります。

そのためにストレスチェック制度の実施方法については(安全)衛生委員会で事前に調査審議すべき事項が以下の表の通り定められ

#### ＜ストレスチェック実施にあたって 衛生委員会等において調査審議すべき事項＞

- ① ストレスチェック制度の目的に係る周知方法
- ② ストレスチェック制度の実施体制
- ③ ストレスチェック制度の実施方法
- ④ ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法
- ⑤ ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い
- ⑥ ストレスチェック結果の記録の保存方法
- ⑦ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法
- ⑧ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法
- ⑨ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法
- ⑩ 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること
- ⑪ 労働者に対する不利益な取扱いの防止

ています。  
 例えば①が「高ストレス者のリストアップ」などとなれば誰も受けようとは思いません。③の実施

方法は高ストレス者を選定する基準などについて定めて、結果を受けた労働者が納得できるようにしなければなりません。④は少人数

の部や課で集計すると犯人探しが始まる可能性を排除しなければなりません。⑩と⑪ではより現実的な統計とするためにも全ての労働者が受けてもらう事が望ましいが、受けたくない労働者は拒めること、またそれやストレスチェックの結果によって労働者が不利益を受けることがないようにしなければなりません。

この調査審議事項を、“労働者視線”の内容とすることが大切です。そのためには予め労働組合等でどのような内容にすると受け易いのか、結果を組合や安全衛生員会でどの程度報告してもらうのがよいのかなどについて話し合い、会社と話をしておくのも一つの方法だと思えます。

#### やりっぱなしでは

#### もったいない

このストレスチェックで見えてきた課題があります。もちろん見ようとしなければならぬのは言うまでもありません。各職場ではその次のステップに進んでいるでしょうか。ハラスメント防止月間を定め、ポスター掲示や社内報の発行などを行っていますか。

なかなか踏み込みづらい人間関係の課題としてあいさつ、ありがとう文化づくりを強化している職場もあるようです。物理的な安全衛生対策と違って、職場や風土に

よって対策・取組みに工夫が必要になります。

#### 人権を大切に取る取組みが

#### 包括的な対策

近年、パワハラ、セクハラ、マタハラ、モラハラなどハラスメントについて色々な造語ができました。ハラスメントが注目されています。しかしハラスメントだけでなく、長時間労働や賃金、照度や騒音などもストレスの要因となります。

やっぱり！労働者の話に耳を傾けて、その声が大切に活かされる職場づくり、すなわち人権を大切にする取組みがストレス対策だということになります。

多くの職場では、ＩＴ導入、賃金格差、雇用形態の差別化、生産効率化など、益々ストレスのたまり易い環境になりつつある状況だと思えます。今だからこそ、労働者の味方である労働組合の役割として、改めて一人一人の人権を大切にすることを掲げる必要があるのです。ぜひ各労組で議論してみてください。

これからも安全センターではメンタルヘルス(心の健康)の課題について、各会員労組と協力して進めて行きたいと考えています。あなたも安全センターの交流会や講演会に参加してみませんか。気軽に問合せ下さい。

# 3・11大震災と 原発事故を忘れないで

二〇一一年三月一日の東日本大震災、福島原発事故から八年、尼崎安全センターの関係でも親類がこちらに避難してきている方もおられるかもしれません。

## 異常に多い甲状腺がん

事故の時に一八歳以下だった人と事故後一年以内に生まれた子ども(約三八万人)を対象に、福島の甲状腺検査が続けられています。昨年一二月末の時点では二人が甲状腺がんまたは癌の疑いと報告されています。これは放射性ヨウ素が原因なのか多数の検診による過剰診断が原因なのか、一〇万人に一人の病気と言われながら、ずっと「これまでのところ被曝の影響は考えにくい」(検証委員会)とされていますが、治療した医師からはほとんどがすぐに手術が必要なものだったと報告されています。

を足すと二七三人が甲状腺がんとして確認されています。(この数字は昨年六月末、経過観察中の発症や福島県立医大以外の手術例含まず。)

## 故郷に戻りたいとは

### 思っても…

なかなかこのような状況で避難指示の一部が解除されても、県民は戻ることはできないと思います。四月一〇日に福島第一原発立地の大熊町で避難指示の一部を解除しました。これまでの原発隣接地区の避難解除でも、帰った人は町の職員など数%とも言われています。子供は戻せないし、今の状態では一度放射線が広がった時にはもう終わりです。

しかし政府は年間被曝線量二〇ミリシーベルト以下なら帰還可能としています。これまでの基準の二〇倍です。労働者の白血病認定基準は年五ミリシーベルトです。避難地域を解除されると名目上の「避難者」の数はほとんど減っていきます。そうして貸与された住宅補助の打ち切りや家賃の支払いを迫られ、子供が「福島の子」としていじめを受けるケースも報道されています。

## 裁判では国と東電に

### 賠償命令

東京電力福島原発事故の責任を問う刑事裁判が進行中です。一五・七メートルの津波高を二〇〇八年に計算した東電設計の社員が「東電から、計算の条件を変えて津波高を低くできないかと言われたが、断った」、東電社員で津波対策の中心人物「地震本部の長期評価(三陸沖でM8クラスの津波地震想定)は取り入れるべきと考えていた」、同じく東電の実務担当者「福島沖で津波地震が起きないという根拠は無いと理解していた」とそれぞれ証言。



(『月刊むすぶ』)

原発事故避難者の損害賠償を求めた裁判では、国・東京電力相手に地方裁判所では原告勝訴が続いています。東電が有効な安全対策をとらず、国も必要な規制をしなかったとして避難慰謝料、生活破壊慰謝料が認められています。

低額です。

## 労働者への

### 安全配慮義務確実に

もちろん放出された放射線を一番前線で受けたのは原発労働者。健康影響を調べる国の疫学調査・検診が予算化されていますが、一日潰してわずか三〇〇〇〇円の謝礼と交通費ではなかなか仕事を休めません。福島原発の水素爆発事故現場で作業した労働者は約二万人。高い被曝で健康不安は人一倍強いはず。福島の事故で被曝させられた労働者の健康影響をきちんと調査し、労災や治療費の補助をしていかなければ、まさに(使い捨て)です。(今のところ、

福島での放射線被ばくによる労災認定は六名。それ以外に昨年一〇月過労死認定もあり。)東京安全センター等が、福島原発被ばく労災損害裁判(あらかぶ裁判)に取り組んでいます。

八年経った現在も、汚染処理水のタンクの増設・解体やがれきの撤去、除染等の作業で毎日四〇〇〇〜六二〇〇人の労働者が、終わりの見えない廃炉作業に携わっている現実です。

## 大地震の不安も大きい

今年二月には、政府の地質調査委員会が東北太平洋沖で今後三〇年間にマグニチュード七〜八の大

地震が起きる可能性が高いとする予測を公表しました。平田委員長は「大震災があったので、しばらく大きな地震は起きない、とは考えないでほしい」と警戒を呼びかけています。各原発にプールされている使用済み燃料棒を本当にどうするつもりなのか。

南海トラフ大地震の予測もされています。高知市や静岡市での発生確率が高まっています。世界中の大地震の五分の一が、そして世界の陸上火山の七分の一がこの小さな日本に集中しているのです。一刻も早く、太陽光・風力など再生可能エネルギーに電力を切り替えていかなければまさに日本危ういです。

福島県内に生息する野生のニホンザルの血液成分や胎児の大きさの変化を問題にした研究が報告されました。「サルは森で放射性物質に汚染された食べ物を採取していた上、線量が高い地面に近いところで生活していたため、人に比べて被ばく量が桁違いに多いはずだ」(羽山伸一教授・野生動物学)。

私たちは元号が「令和」に変わろうが東京オリピックが開催されるようが、決してこの東日本大震災・福島原発事故を忘れてはいけません。職場の安全衛生を第一義に考える労働者なら、このことを肝に銘じておくべきです。